

新旧対照表

新	旧	変更内容
② 基本的臨床技能等 (略) B 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a～c (略) d. 口腔外科疾患 ＜研修内容：<u>保存不可能な歯や智歯の抜歯を行う(普通抜歯術、難抜歯術)</u>＞ <u>＜目標症例数：50 症例、必要症例数：30 症例以上＞</u> <u>(削除)</u> (略)	② 基本的臨床技能等 (略) B 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a～c (略) d. 口腔外科疾患 ＜研修内容：<u>日本口腔外科学会認定研修施設に準じた研修</u>＞ ＜症例＞ <u>口腔裂傷止血縫合術 5症例</u> <u>普通抜歯術 50症例</u> <u>埋伏抜歯術 20症例</u> <u>歯根嚢胞摘出術 5症例</u> <u>顎骨骨折非観血的整復固定術（顎間固定術）3症例</u> <u>下顎骨骨折観血的整復固定術 2症例</u> <u>*2年次研修からは、麻酔科研修に6か月従事し、呼吸管理、気管内挿管を実践する（全身麻酔症例 50症例）。</u> <u>希望があれば、救急外来や緩和ケアチームでの研修、耳鼻咽喉科や形成外科（見学）にも従事できる。</u> (略)	口腔外科疾患の症例を普通抜糸術（難抜糸術）の 50 症例を除き、2 年次の研修内容に変更しました。 また、2 年次研修の内容（麻酔科研修、救急外来、緩和ケア等）を「2 研修 2 年次」へ移動しました。

<u>(2) 歯科医療に関連する連携と制度の理解等</u> <u>① 歯科専門職間の連携</u> <u>A 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。</u> <u><研修内容：歯科衛生士に予防処置や口腔衛生管理等を依頼し、連携を実践する。></u> <u><目標症例数： 3 症例、必要症例数： 2 症例以上></u> <u>B 歯科技工士の役割を理解し、適切に技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。</u> <u><研修内容：技工指示書を作成し、歯科技工士との連携を実践する。></u> <u><目標症例数： 3 症例、必要症例数： 2 症例以上></u> <u>C 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。</u> <u><研修内容：多職種によるチーム医療を行なっている患者に、歯科専門職の役割を説明する。></u> <u><目標症例数： 3 症例、必要症例数： 2 症例以上></u> <u>② 多職種連携、地域医療</u> <u>A 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。</u> <u><研修内容：地域包括ケアシステムについてセミナーに参加したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。></u> <u><セミナー参加もしくはおよびレポートと口頭試問で 1 例とする、目標数： 1 例、必要数： 1 例以上></u> <u>B 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。</u>	<u>(新設)</u>	「Ⅲ 研修目標について」の 3 (2) に記載されている各研修目標について、「Ⅳ 研修プログラムについて」において、研修内容、目標症例数ならびに必要症例数が記載されていなかったため、追記しました。
--	--------------------	---

＜研修内容：セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上＞

C がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。

＜研修内容：がん患者等の多職種によるカンファレンスに参加し、その上で口腔機能管理を経験する。＞

＜目標症例数：3症例、必要症例数：2症例以上＞

D 歯科専門職が参加する多職種チーム（栄養サポートチーム、口腔ケアチーム）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

＜研修内容：各多職種チーム回診に参加し、関係者と連携する。＞

＜目標症例数：3症例、必要症例数：2症例以上＞

E 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

＜研修内容：入退院時における多職種支援を理解し、参加する。＞

＜目標症例数：3症例、必要症例数：2症例以上＞

③ 地域保険

<u>A 地域の保険・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。</u> <u><研修内容：セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。></u> <u><セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上></u> <u>B 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。</u> <u><研修内容：セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。></u> <u><セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上></u> <u>④ 歯科医療提供に関連する制度の理解</u> <u>A 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。</u> <u><研修内容セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえで：レポートを作成し、口頭試問を行う。></u> <u><セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上></u>		
--	--	--

<u>B 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。</u> <u><研修内容：医療保険制度についてのセミナーに参加したうえで、もしくはレポートを作成し、口頭試問を行う。する。></u> <u><セミナー参加もしくはおよびレポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上></u> <u>C 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。</u> <u><研修内容：介護保険制度についてのセミナーに参加したうえで、もしくはレポートを作成し、口頭試問を行う。></u> <u><セミナー参加もしくはおよびレポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上></u> <u>2 研修2年次（1年次の修了判定後の医科研修や口腔外科研修）</u> <u>（1）2年次研修からは、麻酔科研修に6か月程従事し、気管内挿管や全身麻酔を経験するとともに、麻酔に関わる全身管理を実践する。</u> <u><目標症例数：50症例、必要症例数：30症例以上></u> <u>（2）口腔外科疾患の専門的治療を経験し、実践する。</u> <u>① 普通抜歯術、難抜歯術</u> <u><目標症例数：50症例、必要症例数：30症例以上></u> <u>② 口腔裂傷縫合術</u> <u><目標症例数：5症例、必要症例数：3症例以上></u> <u>③ 埋伏抜歯術</u> <u><目標症例数：20症例、必要症例数：12症例以上></u>	<u>（新設）</u>	2年次の研修内容が、修了認定に必要な1年次の研修内容と混在していたため、それぞれを分けて記載しました。
--	--------------------	--

④ 歯根嚢胞摘出術 <目標症例数： 5 症例、必要症例数： 3 症例以上> ⑤ 顎骨骨折非観血的整復固定術（顎間固定術） <目標症例数： 3 症例、必要症例数： 2 症例以上> ⑥ 下顎骨骨折観血的整復固定術 <目標症例数： 2 症例、必要症例数： 2 症例以上> <u>（3）希望があれば、救急外来、緩和ケアチーム、耳鼻咽喉科、形成外科での見学にも従事できる（歯科口腔外科での研修を継続することも可能）。</u> <u>V. 1 年次の研修修了に関わる症例数</u> <u>1 経験することを目標とする症例数 合計 430 症例</u> <u>各目標症例数の 6 割以上を経験、かつ、1 症例以上を経験すること</u> <u>2 到達目標達成に必要な症例数 合計 262 症例</u> <u>VI. 臨床研修の修了</u> <u>1 臨床研修の修了基準</u> <u>（1）研修実施期間の評価（略）</u> ① （略） ② 必要履修期間等についての基準 研修期間を通じた休止期間の上限は <u>45</u> 日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とする。 ③ 休止期間の上限を超える場合の取り扱い 研修期間終了時に当該研修歯科医の研修休止期間が	<u>5 症例数</u> <u>（1）到達目標達成に必要な症例数 合計 301 症例</u> <u>各目標症例数の6割以上を経験、かつ、1 症例以上を経験すること</u> <u>（2）経験することを目標とする症例数 合計 500 症例</u> <u>6 臨床研修の修了</u> <u>（1）臨床研修の修了基準</u> ① 研修実施期間の評価（略） <u>（ア）（略）</u> <u>（イ）必要履修期間等についての基準</u> 研修期間を通じた休止期間の上限は<u>90</u>日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とする。 <u>（ウ）休止期間の上限を超える場合の取り扱い</u> 研修期間終了時に当該研修歯科医の研修休止期間が	1 年次の法定研修修了に必要な目標症例数と必要症例数を修正しました。 1 年次の法定研修修了基準において、休暇日数の上限を修正しました（90 日→45 日）。
---	---	---

45日を超える場合には、未修了とするものである。
この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、45日を超えた日数分以上の日数の研修を行う。

90日を超える場合には、未修了とするものである。
この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた日数分以上の日数の研修を行う。